

2021年3月
(No.72)

あこう社協だより



【特集】千年に一度は明日かも ～災害ボランティア編～	2P
ボランティア・市民活動災害共済のご案内	4P
日常生活自立支援事業	5P
まち発見！あこう福祉ニュース	6P
介護保険について考えよう！ヘルパー編	7P
ちょっといい話 あこうのホッとな人No.35	8P

2月20日(土)、ファミリーサポートセンターとおもちゃライブラリー冬のイベントを開催しました。親子6組15名が参加し、アンパンマン体操や手遊び、バランスボールなど、親子で楽しい時間を過ごしました。

新型コロナウイルスの影響により暗いニュースが多いですが、子ども達に元気なパワーをもらいました！

千年に一度は明日かも

災害ボランティア編

前月号に引き続き災害についての特集です。今月は、大規模災害の時に活躍している災害ボランティアの活動について紹介します。

災害ボランティア活動とは

地震や水害などの災害発生時、まず生存確認や人命救助が行われます。その後、復旧・復興に至るまでの手伝いをすることを災害ボランティア活動といいます。

活動内容は、がれきの撤去や泥だし、家屋の清掃、炊き出し、引越しの手伝い、精神的なケアなど、さまざまな支援があります。

被災地の支援には、専門的立場からの支援も必要ですが、地域の方々の多くの支援が必要になります。多くの支援を得て、少しずつ復興に近づいていきます。災害ボランティアの役割はとても大きいといえます。

近年の災害ボランティアの活動状況

発生年	名称	延べ参加人数
平成7年	阪神・淡路大震災 (ボランティア元年)	約137.7万人
平成23年	東日本大震災	約150万人
平成28年	熊本地震	約11.8万人
平成30年	西日本豪雨	約26.3万人

(政府広報オンラインより抜粋)



全国各地から数多く人が駆け付けるようになったのは、阪神・淡路大震災から「ボランティア元年」と呼ばれています。これを機に全国各地でさまざまなボランティア活動が発展し、災害時には、個人のボランティアやNGO、NPO、医療などの専門ボランティアが活動するようになりました。

少しでも被災地の力に

災害ボランティア経験者

木下 徹さん
(山手町)



「自分が動くことで少しでも被災された方々の力になれるのなら」と思い、近年では、平成30年7月に起きた西日本豪雨災害の支援に倉敷市真備町へ、その1年後に新見市で災害ボランティア活動をしました。

現地は被害が大きく、生活が難しい状況でしたので、家の掃除や泥だしをしました。

活動する中で大切にしていることは、怪我をしないことと体調管理です。特に暑い時期には、体力を奪われるので、私が迷惑をかけ

ないように気を付けました。活動中に、被災された年配の方から感謝の言葉をいただき、自分が逆に力をもらったこともありです。

復興には長い時間がかかりますし、多くの協力が必要ですが、現在は、新型コロナウイルスの影響で活動が難しい状況です。活動できる状況になればぜひ、少しでも力になりたいですし、若い年代の人も現地で力を発揮してもらいたいと思います。



(倉敷市真備町での

活動の様子)



災害ボランティアセンター開設訓練の様子

被災地に駆けつけたボランティアが、円滑かつ効率的に活動できるように調整する機関として、災害ボランティアセンターがあります。そこでは、被災地の社協や行政、普段ボランティアに携わっている方、運営の知識を有する団体が協力しながら運営します。

運営に携わる団体の一つである「被災地NGO協働センター」は、阪神・淡路大震災を機に発足し、災害直後だけではなく、息の長い復興支援を大切に被災地の支援を行っています。

出会い・繋がりが一番の支援

被災地NGO協働センター
代表 頼政 良太さん



被災地支援で大切なこと

被災地支援で大切なことは、被災された方と向き合い、繋がりをつくることです。実際に被災地へ行き、家の倒壊などの状況を確認したり、被災された方から話を聞くことで、地域に必要な支援が見えてきます。

災害ボランティアは、被災された方にとって、単に「泥だしや家の片付けを手伝ってもらえる人」というだけではありません。復興への思いを寄せてくれる人との出会いが、何より

力になっていると感じています。「私は何もできない」と言われる方もいますが、できることから始めてみてください。話を聞くことも気持ちの支えになり、立派な活動です。



(能登半島地震後の仮設住宅での活動の様子)

コロナ禍の災害支援

今後は新型コロナウイルスなどの感染対策をしながらの活動となります。3密を避けなければならぬという反面、多くの人の支援が必要という矛盾が生まれ

ます。そこで必要なことは、柔軟な考え方です。令和2年7月豪雨災害では、被災地と各地の専門家とをオンラインで繋ぎ、話し合いながら支援活動を進めました。これからも「感染対策をしながら何ができるか」を考えることがとても大切です。また、普段から困ったときに困ったと言える地域のひととの繋がりが大切で、そういうまちは、災害にも強いまちといえます。そんなまちづくりを考えていきましょう。



(被災地とのオンライン会議の様子)

私たちにできること

被災地支援は、現地で行う活動だけではありません。募金することや、混乱が収まってきたら、観光で訪れることや現地の物を購入する(コロナ禍では、インターネットを活用することもできます)。

「十年に一度は明日かも」と題し、2カ月間にわたり、災害に備える「防災」と災害時に支援をしている「災害ボランティア」について紹介しました。いつ起きるか分からない災害ですが、それは明日かもしれません。そんな災害に対して、一人ひとりができることを考え、行動することが大切です。

災害ボランティアに登録したいと思った方は下記までご連絡ください。



令和3年度 ボランティア・市民活動災害共済のご案内

ボランティア・市民活動災害共済（以下ボランティア保険）は、ボランティア活動中の事故によりボランティア自身がケガをしたり、他人に損害を与えてしまい損害賠償責任を負った場合に補償する保険です。

4月1日（木）からの加入を希望される場合は、3月31日（水）までに申し込みください。

年度途中からの加入もできますが、補償は手続きの翌日からとなります。

新年度のボランティア保険の加入受付は、3月10日（水）より開始しています。

～令和2年度（令和2年4月1日以降）に加入された方へ～

令和3年3月31日（水）で補償期間が終了します。

自動継続ではありませんので、4月1日（木）以降も加入を希望される際は、再度加入手続きをお願いします。

【市民活動災害共済プラン】（保険内容の一部）

令和2年度赤穂市社協では、2,151名の方を受け付けしました。（令和3年1月末現在）

保険金の種類		補償内容
傷害補償	死亡保険金	1,550万円
	入院保険金日額	9,000円
	手術保険金	入院中の手術9万円
		外来の手術4.5万円
通院保険金金額	4,200円	
賠償責任補償	身体障害・財物損壊 人格権侵害	1事故につき限度額5億円 (免責金額なし)
見舞金	ボランティア共済死亡見舞金	給付金額10万円

掛金
1名につき
500円

赤穂市民の方は
**半額助成が
受けられます。**

※要印鑑

補償期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

事故例

- ・ボランティアでダンスを披露中に足を滑らせ転倒し打撲（傷害補償）
 - ・イベントでもちつきを行い手水の際に杵が当たって骨折（傷害補償）
 - ・食事の配膳中につまづき転倒、顔を2針縫合（傷害補償）
 - ・自転車でボランティア活動に向かう途中、歩行者にぶつかりケガをさせた（賠償責任補償）
その際に、相手の腕時計を壊してしまった（賠償責任補償）
 - ・ボランティア活動中に突然、心臓麻痺で亡くなった（死亡見舞金）
活動中だけでなく、活動場所への往復途上（直行直帰）のケガも対象になります。
- ※保険請求の際は、社会福祉協議会まで連絡をお願いします。事故日より30日以内に「事故届出および証明書」を提出してください。（書類は窓口まで）



○その他にも下記の保険の加入受付を行っています。

・ボランティア活動等行事用保険

→1日だけの行事や宿泊を伴う行事を行う際の補償に便利！

・ボランティア・市民活動災害共済（天災危険補償プラン）

→活動中の天災（地震など）によるケガも補償します！

申込・問合せは下記まで

日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

障がいや高齢などの理由で、判断能力の充分でない方が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理、書類預かりをお手伝いする事業です。

対象者

- ・在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や障がい者(知的障がい、精神障がい、認知症等)
※要介護認定や障害者手帳の有無は問いません
グループホームやケアハウスなどの入居者も対象です
- ・このサービスの利用を希望する意思のある方
(ご本人自身の希望意思がある方)



相談例

- ・福祉サービスを利用したいけど利用方法など、どうすればいいかわからない
- ・公共料金などの支払いを忘れてしまったり、支払いに関して自信をなくした
- ・通帳や届印、年金証書などをなくしてしまわないか心配、管理するのに疲れた
- ・郵便物の内容把握が分からなくなり、どうすればいいか不安である
- ・趣味や不要なものにお金を使いすぎて、やりくりがうまくできない



この事業でお手伝いできること

- ・福祉サービスの利用に関する相談や助言
- ・金融機関でのお金の出し入れや公共料金、福祉サービス利用料の支払いなど
- ・郵便物の確認と、手続きが必要な場合のお手伝い
- ・紛失の恐れがある通帳や印鑑、公的書類などの預かり

相談からお手伝い開始までの流れ

①相談

どなたでもご相談いただけます。相談内容については秘密厳守！

②訪問・支援計画策定

事業担当者が自宅を訪問し、困っていることや生活の希望をお聴きします。本人と相談しながらお手伝いの内容・計画を作っていきます。

③契約手続き

お手伝いする内容に納得いただければ、本人と契約を結びます。契約内容が理解できない方は利用できません。

④お手伝い開始

住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにお手伝いします！

①～③までは無料ですが、契約後のお手伝いは1時間500円の利用料が発生します。

必要に応じてお手伝いの内容を変更することもできます。



問合せは下記まで



私たちにできることは

1月12日(火)から4日間、「ひきこもり支援ボランティア養成講座」を開催しました。ひきこもり支援に携わっている方々を講師に迎え、23名の方が受講しました。受講者からは「悩んでいる方と一緒に解決に向けて考えられる人になりたい」と、今後の活動についても意欲的な声が聞こえました。



リユースで新たな人へ

2月20日(土)、学生服等リユース事業「制服お渡し会」を開催しました。昨年の10月から制服・体操服の寄付を呼びかけ、当日までに約250点の物品が集まりました。

今後は、随時お渡しが可能となります。ホームページの在庫一覧を確認していただき、希望の物があれば、社協までご連絡ください。

もしもの時、動けるように

2月4日(木)、3ページで紹介した頼政さんを講師に招き、赤穂防災士の会、赤穂ボランティア協会事務局、社協職員が参加し、災害ボランティアセンターの開設・運営について学びました。災害時に行政、他の機関、地域の方と協力して開設・運営ができるよう、今回の研修を活かしていきます!



『あこう福祉ニュース』にご協力ください!!

市内の地域や団体で、「こんな行事(取り組み)をするよ」などの情報を、ぜひ社協までご連絡ください。取材に行かせていただきます。

●問合せ・ご連絡は下記まで



コロナに負けずこころも体も元気に!

2月20日(土)、正保橋町集会所にてボランティア出前講座を実施し、地域住民15名が参加しました。

椅子に座ったままできる体操などを実践し、「コロナ禍で動く機会が減っているので、体を動かして気持ちがよかった」と、参加された方は爽やかな笑顔でした。

介護保険について考えよう！ ヘルパー編④

●訪問介護（ホームヘルプ）とは？

利用者の「できないこと」を手伝い、ご自宅で“自分らしい生活”を送れるよう、「できること」を増やしていく支援です。

『生活援助（日常生活の援助）』のうち、今回は「生活必需品の買物」について紹介します。

持ち運びに困る大きな物品、重たい物品、危険を伴う物品等の購入はお受けできませんが、日常生活に必要な食材・日用品の購入をします。訪問時間に限りがあるため、できるだけ近隣のお店で、店舗数も1～2カ所程度としています。



心配ごと相談所よりお知らせ

相談無料

秘密厳守

市民の皆さまの日常生活のあらゆる不安や悩みごとの相談に応じます。どの相談を選べばよいか分からないという時は、担当者よりご案内させていただきます。お気軽にご相談ください。



心配ごと相談所のご案内（3月17日～4月14日まで）

【一般相談】3月24日（水） 3月31日（水）
4月7日（水） 4月14日（水）

【弁護士相談】（要予約）3月17日（水）

【カウンセラーによるこころの相談】（要予約）
3月24日（水） 4月7日（水）

※時間はいずれも午後1時～5時までです。
※相談は無料です。

問合せは、下記までご連絡ください。

ひきこもり家族のつどい

外出しづらくひきこもり状態にある方の家族を対象に、つどいを開催します。

日々の思いや疑問、不安など何でも大丈夫です。

当日は明石市のひきこもり家族会「陽だまりの会」の方も参加されます。

ぜひこの機会に、一緒にお話してみませんか。

- ◆日 時：3月25日（木）
午後1時～4時
- ◆場 所：みんなのいえ
（赤穂市塩屋656-17）
- ◆対 象：ひきこもり状態にある方の家族
- ◆参加費：無料
- ◆問合せ：下記までご連絡ください。

申込不要

時間内
出入り自由

※相談会は、毎月第4木曜日午後1時～4時に開催しています。

生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付

3月31日（水）ですべての受付を終了します

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少等がある世帯に対する生活福祉資金特例貸付の新規貸付、総合支援資金の再貸付の申請は3月31日（水）ですべて終了します。

詳しくは下記まで

あなたのやさしさを善意の窓口へ——

赤穂市善意銀行
マスコットキャラクター

善意銀行だより

あたたかい善意をありがとうございました
預託状況（1月30日～2月28日受付分）

ぜんい君 こころちゃん

●委任預託 （敬称略）

住 所	預 託 者	金 額	預 託 内 容
木生谷	出口 一子	30,000	100歳の記念に
—	匿名	7,000	福祉のために
御 崎	かんぼの宿 赤穂	290	善意の募金箱
北野中	岩城 義行	5,000	車椅子借用御礼
坂 越	匿名	5,000	福祉用具借用御礼
正保橋町	大釜 稔	12,000	亡妻の供養のために
塩 屋	匿名	5,000	福祉のために
大 津	匿名	5,000	車椅子借用御礼
—	匿名	—	—

◎善意銀行受付窓口・・・赤穂市社会福祉協議会◎



◎母は入院生活、施設での生活を経て数年前に旅立ちました。入院中から家族みんなで作った千羽鶴を飾っていたので、葬儀の時にも棺と一緒に入れて母を見送りました。お骨になった時、残るはずのない千羽鶴の一部がきれいな形で残っていたのです。母は最後まで千羽鶴を大切にしてくれたのかなと。母への今までの感謝が鶴に乗って伝わっているといいなあと思っています。ちよつと不思議な体験は私たち家族にとっても大切な思い出となりました。
(明美)

『あこう話』募集

(応募方法)氏名(ペンネーム)・年齢・性別・電話番号を明記し、持参・郵送・Eメールのいずれかで応募ください。2000字程度にまとめてください。
※送付先は、下記をご覧ください。

～あこうの **ホツ** と な人～

No.35

今回は、27年間在宅で介護をしながら、赤穂市介護者の会で副会長を務めている三木さんにお話を聞きました。

Q. 活動を始めたきっかけは？

A. 介護が必要な両親と赤穂市介護者の会の行事に参加したことがきっかけです。会の方たちが親切に接してくれ、「介護をしている私でも何かお役に立てるのなら」と思い、活動を始めました。現在は、介護特別食の配達や地域の困りごと応援隊としても活動しています。

Q. 活動をしていてうれしかったことは？

A. 母親が脳梗塞で半身麻痺になり、好きだったピアノから遠ざかった時、「片手でひいてみたら？」との会員からの一言がきっかけで、皆さんの前でピアノの伴奏をさせていただきました。とても嬉しく、周りの人たちに支えられていると改めて感じた瞬間でした。

Q. これからの目標は？

A. 在宅介護や赤穂市介護者の会での活動を通して学んだことを後進に伝えていながら、会を支えていきたいです。また、地域での活動を通して困っている方の力になればと思います。



支えあいを大切に
三木 弘子さん (加里屋)



赤穂市介護者の会とは …… 在宅で介護をしている介護者が福祉の知識や理解を深めたり、会員相互の親睦を図ることで介護上の悩みや精神的負担を軽減することを目的とした当事者組織です。

■ 編集後記 ■

2月号と3月号の2カ月間にわたり、災害について特集をしてきました。災害はいつどこで起こるかわかりません。そんな災害から大切な命を守るため、普段からの防災意識と災害時のみなさんの力が必要になります。

今年度もご覧いただきありがとうございます。来年度もよろしく願いいたします。 (山)

ご意見・問合せは ホームページもぜひご覧ください！

社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会

〒678-0232 赤穂市中広267番地

電話 0791-42-1397

FAX 0791-45-2444

E-mail ako-shakyo@ako-shakyo.jp



最新情報は、facebookをチェック！



赤穂市社協

検索